

第 2回南さつま市議会定例会会議録（第 5日目）

1. 開 会 日 時 平成22年 6月15日（火）午前10時

1. 議 事 日 程 （第 5号）

○開 議

日程第 1	報告第 1号 平成21年度南さつま市一般会計繰越明許費繰越計算について	質 疑
日程第 2	報告第 2号 平成21年度南さつま市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について	同 上
日程第 3	報告第 3号 平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越計算について	同 上
日程第 4	報告第 4号 平成22年度南さつま市土地開発公社事業計画について	同 上
日程第 5	報告第 5号 平成21年度南さつま市土地開発公社の決算について	
日程第 6	報告第 6号 平成22年度社団法人南さつま市農業公社事業計画について	同 上
日程第 7	報告第 7号 平成21年度社団法人南さつま市農業公社の決算について	
日程第 8	報告第 8号 平成22年度株式会社笠沙恵比寿事業計画について	同 上

日程第9	報告第9号 平成21年度株式会社笠沙恵比寿の決算について	
日程第10	報告第10号 平成22年度株式会社いなほ館事業計画について	質 疑
日程第11	報告第11号 平成21年度株式会社いなほ館の決算について	
日程第12	議案第47号 専決処分の承認を求めることについて・南さつま市税条例の一部を改正する条例	質疑、付託省略、討論、表決
日程第13	議案第48号 専決処分の承認を求めることについて・南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	同 上
日程第14	議案第49号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）	同 上
日程第15	議案第50号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第5号）	同 上
日程第16	議案第51号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第5号）	同 上
日程第17	議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について	同 上
日程第18	議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦について	同 上
日程第19	議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について	同 上

日程第20	議案第55号 南さつま市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	質疑、総務委員会付託
日程第21	議案第56号 南さつま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
日程第22	議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	
日程第23	議案第58号 南さつま市市道路線の廃止について	質疑、産業建設委員会付託
日程第24	議案第59号 平成22年度南さつま市一般会計補正予算(第1号)	質 疑
日程第25	議案第60号 平成22年度南さつま市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	同 上
日程第26	議案第61号 平成22年度南さつま市介護保険特別会計補正予算(第1号)	同 上
日程第27	議案第62号 平成22年度南さつま市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	同 上
日程第28	議案第63号 平成22年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第1号)	同 上
日程第29	議案第64号 平成22年度南さつま市土地区画整理特別会計補正予算(第1号)	同 上
日程第30	議案第65号 平成22年度南さつま市診療所特別会計補正予算(第1号)	同 上

日程第31	議案第66号 平成22年度南さつま市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑
日程第32	議案第67号 平成22年度南さつま市水道事業会計補正予算（第1号）	同 上
日程第33	議案第68号 平成22年度国民健康保険南さつま市立坊津病院事業会計補正予算（第1号）	同 上
日程第34	予算特別委員会の設置、付託及び委員の選任について	議長発議 (A組)
○休憩 予算特別委員会正・副委員長の互選		
○互選の結果報告		議 長

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 会議に出席した議員（22名）

1 番議員	林 耕 二	2 番議員	古 木 健 一
3 番議員	室 屋 正 和	4 番議員	鳥 居 亮 幸
5 番議員	南 敏 子	6 番議員	上 村 研 一
7 番議員	山 下 美 岳	8 番議員	今 村 建一郎
9 番議員	石 井 博 美	10 番議員	石 原 哲 郎
11 番議員	柳 元 拓 夫	12 番議員	諏 訪 昌 一
13 番議員	貴 島 修	14 番議員	上 園 邦 丸
15 番議員	有 村 義 次	16 番議員	下 釜 清 和
17 番議員	清 水 春 男	18 番議員	田 元 和 美
19 番議員	相 星 輝 彦	20 番議員	下 野 認
21 番議員	若 松 正 伸	22 番議員	大 原 俊 博

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した事務局職員（4名）

事務局 長	田 中 茂 穂	議事係 長	高 倉 正 継
書記	井 上 喜 詞	書記	宮 内 雅 史

1. 法第 121条による会議に出席した説明員（20名）

市 長	本 坊 輝 雄	副 市 長	柴 田 達 朗
教 育 長	出 口 定 昭	総務企画部長	山 口 力 三
総務企画部参与 兼 企画課長	本 坊 佳 彦	市民福祉部長	長 濱 一 盛
産業おこし部長	上 野 哲 郎	建設部長	山 下 和 隆
教 育 部 長	染 川 勝 夫	総務企画部総務 課 長	中 山 秀 次
総務企画部財政 課 長	前 畠 実	総務企画部財産 管 理 室 長	橋 口 幹 男
総務企画部税務 課 長	今 村 一 男	市民福祉部保健 課 長	末 永 茂
市民福祉部福祉 課 長	尾 場 瀬 仁	産業おこし部 農 林 水 産 課 長	永 田 洋 一 郎
産業おこし部 商 工 政 策 課 長	園 田 親 久	建設部建設維持 課 長	橋 口 一 郎
建設部都市整備 課 長	川 野 重 美	教育部教育総務 課 長	中 村 千 尋

△ 開 議 午前10時00分

○議長（大原俊博） ただ今から本日の会議を開きます。

△ 日程第1 報告第1号 平成21年度南さつま市一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（大原俊博） 日程第1、報告第1号、平成21年度南さつま市一般会計繰越明許費繰越計算についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○3番議員（室屋正和） 繰越しが16億8,000万余りあるわけですが、現在ですね今の時点でもう既に終わった事業、それからもう発注済みの事業、それから今からまだ事業を発注しなくちゃならない事業、これを三つに区分を分けてですねお願いいたします。この前、皆さんもう御存じのとおり、一番下の草原町運動広場の駐車場ちゅうのはもうこの前、消防大会があったわけですが、もう既に終わってる事業で、そういうふうに分けて額をお示しをお願いいたします。

それとですね一番上の緊急経済対策事業の繰越しが5億9,549万684円、これはこの額か確認をいたします。

○財政課長（前嶋 実） 緊急経済対策事業でございますけれども、この部分の繰越額につきましては、ここに書いてありますとおり、5億9,549万684円となっておりますのでございます。

そして、あと繰越しの分でございますけれども、一応手元でございますのは、全体の執行率等については把握しているところがございますけれども、取りあえずその執行率の方を回答させていただきますと、その終わったものと発注済みとこれからの分と、それにつきましてはちょっとまた調べて確認してから回答させていただきたいと思っております。

○議長（大原俊博） 休憩します、暫時休憩。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（大原俊博） 再開します。

ほかにございませんか。ほかにないですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（大原俊博） 再開いたします。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第1号については以上で終わります。

△ 日程第 2 報告第 2号 平成21年度南さつま市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

○議長（大原俊博） 次は、日程第 2、報告第 2号、平成21年度南さつま市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第 2号については以上で終わります。

△ 日程第 3 報告第 3号 平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越計算について

○議長（大原俊博） 次は、日程第 3、報告第 3号、平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計繰越明許費繰越計算についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○17番議員（清水春男） 漁集の関係では今回の繰越しが出てるわけですが、主に今回のこの繰越しにせざるを得なかった理由というか、その分がどういうことで今回こういう繰越しという形の方になったのか。その辺、まずそれをお願いします。

○都市整備課長（川野重美） 漁業集落環境整備事業の繰越しを 7,634万円行ったわけですが、その理由という、主な繰越しの理由でございます。平成21年度の当初予算におきましては事業費といたしまして 8,005万 8,000円計上いたしておりましたけれども、国の景気対策の公共投資臨時交付金を活用いたしました 1億 1,900万円の追加を提案、昨年 7月の臨時議会で提案させていただきました。このうち21年度内に執行することができなかった 7,634万円を繰越しをしたところでございますが、主な理由といたしましては、この追加分を含みます国の変更交付決定が10月の22日でございます。その後、補正予算分の執行予定工事箇所の工法検討等に不足の日数を要したことから年度内完成が困難となったものでございます。以上でございます。

○17番議員（清水春男） といって一応今年度の分でいくともう繰越しをした、するとして全部その予算を、国の交付税の、じゃない。国の補助の関係からするとその執行ができるというふうに判断していいんですね。

○都市整備課長（川野重美） はい、本年 3月17日付で 4工区に分けて発注をいたしまして、9月の17日が完成の予定ということになっております。5月末現在での進捗率は約30パーセントとなっているところでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第 3号については以上で終わります。

△ 日程第 4 報告第 4号及び

△ 日程第 5 報告第 5号

○議長（大原俊博） 次は、日程第 4、報告第 4号、平成22年度南さつま市土地開発公社事業計画について及び日程第 5、報告第 5号、平成21年度南さつま市土地開発公社の決算についての2件を一括議題といたします。質疑に入ります。御質疑はありますか。

○2番議員（古木健一） 報告の24ページの中で土地開発公社においてはいわゆる当期の純損失が 5,227万 1,636円というふうに計上されておるわけですが、平成21年から、21年の 4月から平成22年の 3月31日までとなっておりますが、当初の予算においては、予算段階においては 1,471万 1,000円の損失であろうということですが、現実的に 5,000万という大きな損失になっておるわけですが、その大きな損失の要因について伺います。

○財産管理室長（橋口幹男） お答えします。当初予算で当期の純損失が 1,471万 1,000円となっておったところでございますが、決算で 5,227万 1,636円となったということで、この大きな理由でございますが、報告20ページと21ページの決算報告書の 1、収益的収入及び支出の表で御説明を申し上げます。この表は損益の状況を示した表であります。まず報告20ページの収入の当初予算額につきましては、事業計画に基づき公有地取得事業や土地造成事業の分譲地等の売却収益と土地の貸付けによる附帯等事業収益の事業収益を 7,576万 8,000円、また事業外収益を 2万 8,000円とし、収益的収入合計を 7,579万 6,000円と見込みました。次に、21ページの支出につきましては、公有地取得事業や土地造成事業用地の売却見込みの土地の事業原価を 6,905万 1,000円、販売費及び一般管理費を 2,055万、事業外費用を45万 6,000円とし、収益的支出合計を 9,005万 7,000円と見込んで計上したものでございまして、収入 7,579万 6,000円から支出合計 9,005万 7,000円を差し引いた 1,471万 1,000円を当初の純損失としていたところであります。

次に、20ページの収入の補正であります。公有地取得事業につきましては当初売却を見込んでいなかった河川改修関連用地の杉本寺の土地の売却により収益が増加となり、土地造成事業の分譲地等につきましては当初見込んだ土地の一部について売却がなかったことから収益が減額となっているところでございます。また、附帯等事業や年度途中に受託した株式会社エルムの土地取得の斡旋等事業収益が増額となりまして、補正額合計では 779万 1,000円の減額となりまして、決算額では収益的収入合計が 6,800万 6,022円となったところでございます。

報告21ページの支出の補正であります。土地の売却実績によりまして売却したその土地の事業原価を、売却しましたその土地の事業原価が、公有地取得事業では 4,611万 1,000円の増額、土地造成事業では 1,257万 6,000円の減額となりました。また販売費及び一般管理費につきましては 386万 3,000円の不用額が生じたことから減額となりまして、補正額合計では 2,978万 6,000円の増額となっております。決算額では収益的支出合計が 1億 2,027万 7,658円となりまして、収入合計 6,800万 6,022円から支出合計 1億 2,027万 7,658円を差し引いた 5,227

万 1,636円が当期損失となったものでございます。この増加した原因につきましては、一部の土地の売却がなかったことも原因の一つではございますが、公有地として当初予算で計上していなかった河川改修関連用地の杉本寺の土地を市へ売却をしたところでございますが、売却収益 4,523万 3,793円に対しまして、その事業原価が 8,532万 9,478円となっております、この差額 4,009万 5,658円がこの土地に対する損失となっております、損失が増えた主な原因でございます。

○2番議員（古木健一） 最も大きな要因としてはその河川売却の問題であるということですが、この売却の考え方はですよね、もうこのように大きな差でないと、要はこの 4,500万になったですよね、8,000万のものが 4,500万になったこの計算の仕方というのはどういう論拠でこういうふうになったわけですか。

○財産管理室長（橋口幹男） この土地につきましては、昭和58年の 6月の豪雨によりまして災害を受けました加世田川の河川改修の用地として昭和60年度に取得し、その事業の残地でありまして、市民会館の駐車場地として利用していた所でございます。この素地価格が高くなった原因につきましては、用地取得費や補償費に加えまして、これらに要した借入金の借入利息が嵩んだものであります。借入金の元金につきましては他の地区の売却収益から平成10年 1月までにすべて返済をされておりますが、借入期間中の利率が 5パーセントから7.45パーセントと非常に高かったことから借入れから返済までの13年間の借入金の借入利息が 3,941万 8,258円となったもので、用地取得費や補償費など 4,591万 1,220円を合わせた売却時での素地価格が 8,532万 9,478円となったものでございます。売却価格の算定に当たりましては素地価格での売買ということになってきますと近隣の相場からしますと相当な開きがありました。土地開発公社では平成18年度にすべての保有地について宅建協会の加世田支部に依頼しまして自家評価額の算定を行っておりまして、この土地につきましては平米当たり 3万 6,300円、評価価格 4,523万 3,793円と算定しておりまして、この価格を土地開発公社の評価価格としておりまして、それを売買価格といたしたところでございまして、売買価格と素地価格の差が非常に大きかったというものでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○3番議員（室屋正和） 今、古木議員が申しました損失の 5,200万ですけれども、これをですね22年度ですね、22年度はどういうふうに持っていくか。計画をお願いいたします。私もこれはですねやっぱし事業収益が上がってないちゅうことが一番の原因だと、こういうことでこういう莫大な 5,000万余りの赤字が出たと、こういうふうに思っております。今後どういうふうに活かすか。お願いいたします。

それから、報告15ページのですね事業報告の中にですね（1）の公有地取得事業の中で、網揚地区は別としまして、この浦之名地区のコミュニティ広場、これは多分油の出た所だろうと、こういうふうに思っております。この前、浦之名地区のこの問題も一般質問がありまして草がぼ

うぼうしているということで話がありましたけど、もう早速あそこを伐採を、伐採ちゅうか、草払いをしておりますけど、三角地のものになるのか。どういうふうになるか分かりませんが、この単価ですけれども、大体、この単価を見ますとですね大体、非常にこう田んぼ、田園あれこれの話を聴く中で非常にこう高いような気がするわけですけれども、これを決めたですね、この額を決めた積算根拠をちょっと示していただきたい。それと今までですねこの地主さんがですね固定資産税をいくらこの田んぼにですね払っていたもんか。そこをお願いいたします。

それから、今、報告16ページの役職員に関する事項で役員の中で監事は今年末の3月31日には1人にこうなっているわけですけれども、2人で監査をしているんですけれども、この付近はどういう意味合いがあって1人が2人になったのか。その3点ほどお願いいたします。

- 財産管理室長（橋口幹男） 今年5,227万の損失が出たということで、来年どうするのかと、この大きな差をどうするのかということでございますが、もちろんこの収益を上げるためには、土地の売却を行って収益を上げる必要がございます。平成22年度につきましてはハーモニータウンの計画をしております、ハーモニータウン用地を15区画造成を行いまして、これを今もう現在工事、あるいは、また水道工事等も行っているところでございますが、計画どおり造成が進みますと10月ごろにはこの15区画を売り出していくということで、年次的にやっぱり造成工事をしながら売却を図っていくということで、なるべくこういった中で収益を上げて損失を少なくするというような計画でやっております。

それと役員、監事が2人が1人になって、また現在2人になっているところでございます。実は市の代表監査が昨年の10月に退職をされまして1人になっていたところでございます。これは会計管理者と市の代表監査と2人ということになっておりましたけど、これが欠員になりまして、そして現在4月1日付でまた土地開発公社の監査員として1人をお願いして今現在2人になっているということでございます。

- 産業おこし部長（上野哲郎） 所管は違うんですけども、用地交渉等々に担当したということでお答えをさせていただきますが、単価の関係でございますけれども、単価を決めるに当たりましては、金峰地区の売買実例等を参考にいたしまして単価の決定をさせていただいたところでございます。あとこの中、稲を作れないという状況もありましたので、それ以外に休耕補償、米の作付け、何ですか、価格補償というようなこと等も併せて交渉をさせていただいたところでございます。

- 議長（大原俊博） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

- 議長（大原俊博） 再開します。

- 3番議員（室屋正和） 今、産業おこし部長がですね「金峰地区の売買の参考にした。」という
ことで、私なんか聴くところじゃですね、圃場整備をした辺りで、圃場整備をした辺りで
反当四、五十万ですよ、田んぼが、圃場整備で。あそこもちろん圃場整備をした箇所です
よ。反当四、五十万だけど、これは反当 300万でしょう、反当 300万で買ってるわけですから。
だから、今さっき補償費のことも言いましたけど、補償費もこれには含んでるわけですか。補
償費は別でしょう。今、部長は補償費もちゅうことを言いましたよ。ですから、私は反当 300
万の計算でいるんですけども、非常に高いような気がするんですね。だから、「その金峰地
区の売買のですねその参考例」と、こう言ってもですね、何でかと言いますとです、これがで
すねこの近辺のですね固定資産の税のですね評価にも関わってくると思うんですね。お書物に
は「公共事業用地の取得価格の算定基準にもなる。」ち、こういうふう書いてあるわけですから、
固定資産税の評価方法がですよ。だから、こういうふうにいらい高いあれで買ってもら
えばですねほかの所にも影響はもちろんあるわけですけども、反当 300万ということがです
ね非常に、このうち辺りの田んぼの区画整理を、圃場整備をした辺りから言えば非常に高いよ
うな気がするんです。その付近をもう 1回お願いします。
- 産業おこし部長（上野哲郎） 補償費の関係をこの中に算定したというのは、ちょっと私の、
補償費も支払いましたという形でお答えをさしていただいたつもりでありますけども、言葉の
言葉不足があったようでございます。単価につきましては、金峰地域ですね、金峰地域とい
いますか、近年の売買実例、さっき言いましたように、公共事業等で取得がされた単価を基礎
として算定をさしていただきましたと。すいません。箇所数はまではちょっと今ここに持って
いませんが、数箇所の売買実例、公共用地の取得の数箇所の売買実例を参考にして地主さんと
協議をさしていただきましたと。そして決まった価格といいますか、契約でした価格がこの価
格でございますよということでございます。
- 議長（大原俊博） ほかにありませんか。
- 14番議員（上園邦丸） 先ほど役職員の関係があったんですけど、今これ、いや、理事の方
も10名が 8名になってるわけなんですよ。具体的にはどういう方が今、理事になっていらっ
しゃるのかですね。そして監事の方も 2人が 1人ということで、また今度 2人になったとい
うことなんですけど、具体的にはどういう方が今、理事になってらっしゃるのかです。以前は確
か議会の方にもですね理事を出してくれというようなこともあって、議会の方が理事をされる
のは好ましくないということで議会の方でお断りしたいきさつもあるわけですけど、そうい
った意味では監事等にしてもですね執行部の人になってるようなことはないだろうとは思
うわけですけど、そのようなことはある程度ですねやっぱいその辺のけじめというのは必要だと思
うんです。今具体的にはどういう方になってらっしゃいますか。
- 財産管理室長（橋口幹男） 今、監事 2人、理事が 8名ということでございます。市長が今、
理事長ということで、それ以下副市長ほか部長の方々 5名が市役所の職員ということござい

まして、あと 3名につきましては、農業委員会の会長、また固定資産の評価審査員と、もう 1人は知識経験者ということで 3名を外部の方々をお願いをいたしておるところでございます。監事につきましては、先ほど申し上げましたけども、2人のうち 1人は会計管理者をお願いしまして、1人は知識経験者ということでお願いをいたしているところでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○20番議員（下野 認） この、ただ今のこの用地ですが、「公共用地の単価」と言うんですが、公共用地の単価には、河川の公共用地単価、それから道路の公共用地の単価とか、それから田畑の取得の単価と、いろいろあるわけなんです、この場合の公共用地の単価は水田、いわゆる田んぼの公共用地の単価を当てはめようと、このように理解してよいわけですね。

○産業おこし部長（上野哲郎） 私どもが売買実例を、もうこれは一般的にもそうですが、参考にするという場合につきましては、できるだけ同地目の売買実例を基本として参考にしているところでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第 4号及び報告第 5号については以上で終わります。

△ 日程第 6 報告第 6号及び

△ 日程第 7 報告第 7号

○議長（大原俊博） 次は、日程第 6、報告第 6号、平成22年度社団法人南さつま市農業公社事業計画について及び日程第 7、報告第 7号、平成21年度社団法人南さつま市農業公社の決算についての 2件を一括議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○3番議員（室屋正和） こっちの、農業公社の決算は今年は80万足らずの黒字決算にしているわけですが、監査報告がですねないんですが、これはあってもいいのか、なくてもいいのか。その 1点とですね。

財産状況の公表ということで 243条の 3第 2項にあるわけですが、それに関連する施行令の 173条の中に「法人の経営状況等を説明する書類」というわけがあるわけですが、決算に関する書類ということはどのような書類を指してあるのか。「書類等」とこういうあるわけですが、その「書類等」ちゅうのが、決算もしなく、そういう監査報告もないのが書類なのか。それとも監査をやってないのか。ないからないんでしょう。私はそういうふうに理解するんだけど、その付近をお願いいたします。

○農林水産課長（永田洋一郎） 2点ほどについてお答え申し上げます。御指摘のとおり、議案の資料の中には決算の報告は議案として出してありませんけども、きちっと、ああ、ごめんなさい。監査のことでした。失礼いたしました。監査については 2名の監査員によって行われて

るところでございます。

それから、あと会計の資料等につきましては、一般会計収支の部分、それからあと正味財産の計算書、そういった部分について今現在、あと貸借対照表ですね含めて正味財産増減計算書、それから、そういった部分についてきちっと提出、監査を、会計管理をしております、現在公益法人への移行の部分も含めた形で、そういった形で指導を受けながらやってるところでございます。以上でございます。

○3番議員（室屋正和） 公益法人は今からやることであって、今年の分を私は聴いてるわけです。市長、こっちの方の農業公社は監査はやったけれども、付けてないと。私なんかはほら、資料をもらってないから、やってるのか、やってないのか分かりませんが、やってるちゅうことで信用しますけれども、こういうですね、開発公社は付けてある。こっちは付けてない。このような公社たるもんがですね、不備たる資料だと思うんですね。ですから、さっきも申しましたように、こういう 243条の規定にはこういうふうに次の議会に提出することちゅうことになってるわけですから、だから、例の 173条を見てもこういう書類を出しなさいと、何々等とこういうふう書いてあるわけですから、この付近の付けてある、付けない。こういうような状況をですね市長はどのように思うのか。市長が提案、提出しているわけですから、その付近を一言お願いいたします。

○市長（本坊輝雄） 決算の分かる書類を報告しなければならないということでありまして。監査報告を付けているものもあれば、実はあとの報告案件について付けてない、いなほ館、そして、また恵比寿についても付けてないのではと思っておりますが、この辺についてはですねきちんとちょっと整理をさせていただきたいと思っております。監査はすべて報告は行っているわけでありまして、総会等では行っているわけでありまして、提出書類としてこうやってあったり、なかったりというのは余りよくないと思っておりますので、ちょっと私の方で整理をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○17番議員（清水春男） 農業公社として今運営されてるわけですが、まずページ報告の34ページの中で、この新規就農者の研修という所で新規就農者としての見極めの難しさが、それ以前の問題を多々多く見られるということではほんと難しい部分があると思うんですが、この 1名研修をして、その後のその方の援助と、言えば支援とか何とかちゅうのは公社としてはどういう方向性を持ってこれまでもやってきたのかですね。今回のこの 1名の、実績の中での 1名の方に対してのそれは今後どういう形になるのか。その点。

あと一つは、もう一つ、受託部会というのがあるんですが、この受託部会は、農業公社の中の受託部会、また私の住む坊津にも受託組合があるわけですが、こういう部会との連携があつてやはりこの事業が市全体的な協力体制がとれたら一層こういいかなと考えたりするんですが、実績の中でのこの21年度はそういう形での話し合いというのはなかったものか

どうかですね。その点を 2点。

- 農林水産課長（永田洋一郎） お答えいたします。まず最初の 1番目の件のいわゆる新規就農希望者に対する研修制度でございますけども、平成21年度は 1名の研修を公社で承ったところでございます。引き続き、経済的支援につきましては、市が持っております農村農業人材育成確保事業、いわゆるファームサラリー制度とか、そういった部分を受けながら、また技術指導については、J A、あるいは公社に今、指導員を配置しておりますので、そういった方々の支援を受けながら引き続き自立に向けた支援を行っていくということでございます。

それから、受託部会のことが出ました。これは金峰地区における受託部会の作業の受委託の部分です。先ほど坊津の方でもございましたように、農作業、坊津につきましても受託部会がありまして、坊津の方は農作業管理センターとの連携の中で行われているというふうに理解しておるところでございます。今、この今、南さつま市農業公社につきましては今現在事業エリアを金峰地区を中心な形にしておりますけども、今後、理事会等でも南さつま市全体に向けた形での事業エリアに向けて今いろいろ検討作業を行っておりますので、広域といいますか、市内全域の中でのそういった受委託作業への受注、そういったのも含めて今後検討していく、いきたいと思っております。以上でございます。

- 17番議員（清水春男） 是非ですね、この報告28ページの計画のその中にもですね農業機械等貸付事業ということで低コスト農業を支援をするためにやっていくということで、いい趣旨が、私は、書かれております。だから、こういう点では、言えば 1地域じゃなくてね、やはり連携をほんとやることでもう少し機械の投資を抑えることができるという方向性があると思えますので、話し合いを十分していただきたいと思えます。終わります。

- 議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第 6号及び報告第 7号については以上で終わります。

△ 日程第 8 報告第 8号及び

△ 日程第 9 報告第 9号

- 議長（大原俊博） 次は、日程第 8、報告第 8号、平成22年度株式会社笠沙恵比寿事業計画について及び日程第 9、報告第 9号、平成21年度株式会社笠沙恵比寿の決算についての 2件を一括議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 17番議員（清水春男） 報告44ページの体験型観光ツアーの開発促進事業として 302万 3,000円とあるわけですけども、これはこの21年度何団体で何十人ばかりこう来られたのかですね。

それから、その計画書の中で「販売費の大部分を占める水道光熱費について引き続き削減を

図る。」ということであるわけですが、参考資料の中での笠沙恵比寿の光熱費を見ると、16、例えば17・18年度と比べると20年、21年は光熱費は上がってるんですね。だから、例えば引下げのためにちなるんですけれども、しかし、やはりこういう事業をしとればある面光熱費ちゅうのは、抑えたいけれども、抑え切れないという部分もあるんじゃないかなという思いをするんですが、その点はどういう努力で、例えば、観光客、いや、ごめんなさい。入込客に対するもう言えば割合の削減というふうにかうとっていいのか。その点をお願いします。

- 商工政策課長（園田親久） 笠沙恵比寿のフィールドの売上げの関係でございます。今、笠沙恵比寿では21年度から市の体験メニューということで補助を入れておりまして、その関係で今、事業を実施をいたしております。プラン的には、岬巡りクルーズとか、定置網観光、ガイドツアー、カヌーツーリング、船釣り体験と、そういったもの等を今ずっとやっております、この実際の団体の数とか、そこまではまだ今ここにお手元には持っておりませんが、今、年々増加をいたしているということでございます。数字につきましてはお手元の資料のとおりでございますが。

それから、水道光熱費の削減の関係でございます。16、17、18、それから以降ちょっと額が上がっているということでございます。これは原油の高騰等が主な要因でございます。その削減をするためのどういった努力をするのかということでございますが、これにつきましては当然、こまめな消灯、それから出しっ放し等の水、そういうもの等の削減、そういう努力をしていくということになるかと思っております。以上でございます。

- 17番議員（清水春男） 今のこの体験型観光ツアー開発促進事業の言えば実態、現実がどうだったかというのがね、やはりこういうときに聴いて質問をしたときに返ってこないというのは、私はあらっというふうになんか思いたくなるんですね。やはりほんと恵比寿の問題ではこれまでもずっともうその厳しい意見も多く出た中で、やはり市としても事業費を立ててやはり少しでも恵比寿がというふうにかうやっている中でですね、やはりもし、もう少し頑張っていたきたいというふうに思います。

あとですね、ここに観光への多様化する需要に対する、を対応するための1から4という形で、そして、またサービスの質の向上に取り組むということで努力目標というか、一つのそれに向けて恵比寿の利用を高めていこうということで計画が作られているんですけれども、やはりこれに向けてですね何か職員の、例えばそこに従事する従業員の皆さん方のそういう意識を高めるための、この事業を成功させるための努力というか、何か計画を持っているものかですね。その点を。

- 商工政策課長（園田親久） 笠沙恵比寿につきましては平成17年から改善計画を作りまして、その実現に向けて今努力をいたしておるところでございます。その中で社員の意識改革、それから数値に基づく経営管理の実行、それから部門別の損益管理を行う。それとあと在庫の削減、処分、仕入れ、外注コストの削減、人的効率化の実現、それから通信費の見直し、それから食

部門の改革、こういったことで今年もいろいろ食堂部分で新たなメニュー等開発もいたしておりますし、この辺を職員一同具体的に実施をして努力をしているということでございます。以上でございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○1番議員（林 耕二） まず貸借対照表のこの中に売掛金 370万とありますが、食堂とか、宿泊は大体において現金主義、その日決済されて、こういう高額の残額があるのはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、その辺をお聴かせください。

○商工政策課長（園田親久） 21年の貸借対照表の売掛金の 372万 9,432円の関係でございます。恵比寿につきましてはカード払いを実施をいたしております、カードで支払う関係で、後で入ってくる関係で、43件分でございますが、その分の金額でございます。

○1番議員（林 耕二） カード支払いちょうことで、翌年入るということで分かりましたが、大体過去笠沙恵比寿の経営を見てきますと、この21年度においても 1億 2,000万売上げに対して、利益は 8,100万、利益率としては 0.6から 0.7、商売としては非常にいい商売、その中でも、にもかかわらず、一般管理費が数年間 1億前後で経緯しているんですが、経営方針の中でも「一般管理費の徹底した節減を図る。」と毎年毎年計画の中で嫌になるほど申し添えておりますが、その節減につながらない根本的な原因は何なのか。その辺をお聴かせください。

○商工政策課長（園田親久） 恵比寿の関係で利益率が良いというのは、宿泊部門につきましては当然利益率は良いわけでございます、今回、21年度売上げの中で、20年度までは市の指定管理料 1,480万を売上げの中に計上いたしておりましたが、昨年の議会の中でいろいろ議員の皆さん方御意見の中でもいなほ館と合わせた形で処理をすべきじゃないかという御意見等も賜りました。今回その分につきましては営業外収益の中に含まれておまして、確かに20年から21年ずっとこの売上げについては額的には落ちていたところではございます。そういうことで利益率につきましては、当然宿泊等が増えればそんだけ利益率はいいということになろうかと思っております。それから一般管理費の部分でございます。ここにつきましては、当然こういう大きな施設を運営しておりますと、当然それに掛かる維持費というのは一定の規模の額が必要でございますし、サービスを提供する所でございますので、なかなか、職員の給料等、それから先ほども申し上げた水光熱費等の削減等いろいろやっておりますけれども、なかなか、ここを簡単に 1,000万単位で減ということにつきましては難しいと思っておるところでございます。更に、ちょっと先ほど売上げの部分でちょっと申し忘れましてけれども、今年、今年といますか、21年度につきましては外装工事がちょうど 1月から 3月まで入りまして宿泊、なかなか宿泊が思うようにできなかったということ等もございまして売上げも若干落ちたという経緯があるところではございます。以上でございます。

○1番議員（林 耕二） 分かりました。販売、一般管理費の中で平成14年当時においてはこの地代、家賃は確か 3万 6,000円程度だと思ってるんですが、現状においては66万、非常に高額

にこの地代が上がっているんですが、この地代はどういう形で、増設されたのか。それに関わるものなのか。その辺を知らしてください。

○商工政策課長（園田親久） 損益計算の販売費及び一般管理費の中の地代になろうかと思えます。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、前 3万 6,000円ということで、これはリネンの袋の場所代ということで、笠沙恵比寿非常に遠い所でございますので、クリーニング等終わった時に、市内にその場所を借りているその分が 3万 6,000円でございます。それと決算で 66万となっておりますが、これにつきましては支配人の借上げの住宅分でございます。月 5万 2,000円でございます、これが 62万 4,000円となっているところでございまして、合計で 66万と。ただこの家賃の 5万 2,000円の半分につきましては支配人の方からまた会社の方に払っているということになります。以上でございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第 8号及び報告第 9号については以上で終わります。

△ 日程第10 報告第10号及び

△ 日程第11 報告第11号

○議長（大原俊博） 次は、日程第10、報告第10号、平成22年度株式会社いなほ館事業計画について及び日程第11、報告第11号、平成21年度株式会社いなほ館の決算についての 2件を一括議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○3番議員（室屋正和） 21年度の事業計画の中にですね「21年度は当該利益を 571万ほど黒字にしたい。」と、こういう事業計画を立てたわけですね。それで21年度の決算を見ますと、この計画どおり何が合ってるかと言え、この黒字の 570万が合ってるだけのことなんですね。売上げなんか全然、火事もあったし、火災があった関係で全然、減額になっている。何がこういうふうにあったかと申しますと、私は昨年12月議会の 3,300万の部分がここに出てきたのかなあと、こういうふうに思いがするわけです。ですから、今年の、21年度の決算を見ますと売上げも大分減っておりますし、それはもちろん火災の関係がありますけれども、営業損失も 5,000万弱あるわけ、何がこういうふうに黒字にしたかと申しますと、さっき言うたような指定管理料とか、この 3,300万とか、プールの入浴券の結局60歳以上に分配したその分の売上げとか、そういう分が嵩んで結局 500万、550万ほどの黒字を出したと、こういう結果だろうと、こういうふうに思うんですね。ですから、一番の原因は営業外収益が、営業外収益が 5,800万ほどあるわけですから、だから、5,800万援助をしなければ莫大な赤字が出ていると、こういう結果なんです。その付近をしっかりと頭に入れてですねやってもらわないかんわけですが、22年度の事業計画を見ますとですね、私は全然もう現実と、今の現実と懸け離れている

と思うんですね、計画が。21年度は、火災が昨年 9月からあって、今年の 3月まで約半年ああいいう状態ですね。22年度の今年も 4月から10月まで大体あのような状態、同じ状態なんですね。そういう同じ中の状態の中で、月数も大体同じですよ。そういう中ですね、いくら今度新築オープンすると言ってですね、売上高を昨年の13.4パーセントですよ。こんなべらぼうな売上高の13.4パーセントを計上するておかしいと思うんです。23年度の計画がですね13パーセントちゅうのは分かるんですよ。新しくオープンして新しく営業しているわけですから23年度は分かるんです。今の状況で、さっき言うたように、今の状況のまだああいいう仮店舗をしているわけですから、これも半年、今年の10月までやるわけですから、売上げが昨年の 9月から今年の3月まで上がらないと同じだと思うんですね。そういう中で13パーセントもこういう計上するちゅうことは非常におかしいと思うんですが、そういう、どのようなですねこの13.4パーセントに計画を立てたものか。

それとこの計画書を見ますとですね、営業外収益がその指定管理料だけで、木花館と味楽来館の指定管理料だけに、あと雑収入があるか分かりませんが、それだけになっているわけですが、そういうふうに別に融資をしなくちゃ、金を補助しなくちゃならないような金がなければそらありがたいこっですよ、これだけで済めば。こういうもので実際足りるのか。どのような計画を立てたのか。お願いいたします。

- 商工政策課長（園田親久） いなほ館の22年度の事業計画の中で、議員おっしゃるとおり、売上げにつきましては13.4パーセントの増加を目指すということにはしております。ただ、今、議員おっしゃるとおり、木花館につきましても10月の完成ということで、これまでもあんまり変わらないんじゃないかということではございます。ただ私どもとしましては新しく新規オープンということ等を含めて、それから、また、今、木花館等で新米祭り等もやっておりますが、また 7月にいなほ館の方でそういうもの等も実施をし、新規オープンに向けて頑張っていくますし、また新規オープンしてからもそういう売上げを伸ばしたいということの会社の意向としてそういう目標を持ったということで御理解いただきたいと思っております。

それとこの補助につきましては、営業外収益の中にそういう補助等も入れてないということではございます。当然私どもと、会社といたしましても黒字決算を目指していく中での計画でございますので、最初からそういうもの等を数字として入れることについてはどうかなということを入れてないと考えております。以上でございます。

- 3番議員（室屋正和） 意気込みだけはですね、職員の意気込みだけは買いたいと、こういうふうに思っております。しかし、私もですねずっともう12年間こう決算を見とってですね毎年こういう同じような計画を立てですね、もう全然改善されなくて、同じような状況できているから私もちょうとこういう見ればですね言いたいわけなんですね。そういう意気込みだけは買いたいと思っております。そこでですねこの前の、こは事業計画ですからお尋ねしますけれども、一般質問の中で産業おこし部長はですね「酒類の売場計画の件には一応販売の申請を済

ましてある。」と、こういうことでしたね。それから「鮮魚については納入業者部会と協議を今から行う。」と、このようなことを申しているわけですがけれども、この計画が私どもに示された、6月4日付でこの事業計画は来ているわけですがけれども、もう今はですね、そういう納入業者部会と協議をするなんて、もう既に建物入札も終わってですねもう工事をやる段階になっているのですね、もうそういう売場面積とか、いろんなその売場のあれこれちゅうのはもう出来上がっていると思うんですね。それを今ごろですねそんな納入業者と今から売場を決めるなんてとんでもない話だと思えるんですね。その付近はどういうふうになっているかですね。今ここにも、事業計画の中にも「木花館新店オープンに向けて、社員教育と売店の充実に取り組んでいる。」と書いてあるわけです。こういう中でですねそういう今ごろそんな納入業者会と協議をしてそういう酒類とか、魚類とか、そういうのをば設けるのか。もう実際決まっているんでしょう。だから、一般質問の中ではそういうことでしたよ、この前は、協議をするということでした。その付近をですねもう1回説明をお願いすることと、実際魚の面積、あるのか、ないのか。酒類があるのか、ないのか。お願いいたします。私はですね、そんな酒類はともかくですね、魚類に関しては私は反対なんです。何でかと申しますと、その道の駅の近くにですね大浦の方の魚屋さんが出店しているわけ、店を持って、家も建てて店をやっているわけですがけれども、そういう、こういう第三セクの店がですねその一般個人の店をですね潰すような商売になると思うんですね。ですから、私はあの付近の近辺の方は大分が反対すると思うんですね。そういうことも踏まえましてそういう魚、酒類、もちろん酒類も近くにあるんですよ、近辺に、同じ所にあるんですねけれども、その付近をですね説明をお願いいたします。

- 商工政策課長（園田親久） 木花館の新築に伴う販売品目と申しますか、そういう物等の考え方でございますが、これにつきましては先の一般質問の中でも回答をいたしましたけれども、酒類につきましては今もう申請中でございます。許可が出るのは2か月程度かかるということで聴いております。それから鮮魚の、魚の関係でございますが、今現在、鮮魚ではございませんけれども、干物とか、一時加工品、そういう物等につきましては2社の方から品物を入れてあるということでございます。今、議員おっしゃる鮮魚の話だろうと思います。この鮮魚につきましてはいろいろ会社の方とも協議をいたしておりますし、ただ会社といたしましては、臭いとか、これが残った時の考え方、そのさばく場所とかですね、そういった問題等でなかなか厳しいという御意見もいただいております。ただこの設計の段階で、今、議員がおっしゃる業者さんの方にはこの木花館の中にも入っていただけませんかというお願いもいたした経緯もありますけれども、なかなか難しい部分でございます。そういうことで、この鮮魚につきましては、納入者組合ということで前の一般質問の方ではお答えしましたけれども、これが6月の29日の日に開催をすると、4時から開催をするということに決定をいたしております。ただ具体的にこの鮮魚の部分についての協議というのはなかなか難しいのかなど。魚という意味で言えば乾物とか、そういう一時加工品の分についてはできますけれども、今、納入業者組合の中

にこの鮮魚店さんが入っているかの話もありますが、その辺の御意見等も聴いた中で今後判断していかなければならないと考えております。以上でございます。

○3番議員（室屋正和） 火災前の施設の時はずいぶん、今、古木議員もいらっしゃいます。にいななまると同じようにああいう冷蔵庫の中にですねちょっとした干物とか、ああいうのはあったんですね。あの程度は私もいいち思うんですよ。ですから、魚類のですね販売、そういう目の前にある魚屋をですね潰すようなですねそういう商売をしてもらっては困ると、こういうことなんですね。それでこの前の一般質問の中ではただまだ納入業者会と協議すると、こういうことを部長は言ったわけですよ。ですから、私が今ねもう既に工事発注もされて決定しているんじゃないですかち言うんですよ。いろんな売場の関係、そば打ち体場の問題、そういう面積的にもですよ。だから、そこたいをはっきりと言わないからおかしなことになってくるんですよ、やっぱしこういう問題も起きてくるんですよ。大体分かってるのは当然でしょう。今から建築する段階ですよそういう売場の平面を変えてどうするんですか。今まで3月、4月に着工ち言いおったのが、ずうっと延び延びになってそういうことで検討してきたんでしょ。検討した結果が今になっているでしょう。そこをですねもう少しははっきりと答弁をしていただきかったのがこういう今の計画で言うたわけですね。ですから、その付近はしっかりとですね、私も干物程度の、その冷凍庫ですか、冷蔵庫ですかね、そういう程度は以前にもあったわけですから、それは良としますけれども、そういう魚売場のですねそういうことをしてもらっても私は困ると。それももちろんその周域の方々も心配すると思うんですよ。その付近は既に、お願いじゃないですけど、注文をしておきます。終わります。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○5番議員（南 敏子） このいなほ館の事業計画に関連してですけど、去年の6月でしたかね、補正であの築山、270号線沿いの築山と木とか、あそこをば壊してっていうのがあったんですけど、あそこに働いてる人は「バスが通っても、もう狭いし、ずうっと行ってしまうち。それで今の時点でも団体でも入れたいのに、もう場所がないからち。それであの築山をばいつ壊すんでしょか。」ち。工事に入ってるんだから、あそこに入る業者さんも言いますよ。「あの築山はいつ壊すつとよち。おまえたちやげんすつとよ。」ち言うから、去年に確か通ったんですけどね、補正にち。それであとをばほら、「館が建ってから周りをする。」ってここの行政は言いますが、それじゃなくて、もう前の築山ぐらいは壊すのはいいんじゃないですかね。そして後で植えようと思うのはどっかに移植しとって植えたら、あそこを、芝ですよ、芝と何かな、木が何本か生えてますから、だから、あの築山を壊すぐらいはできるんじゃないかなあて思うんですけど、どうでしょうか。

○商工政策課長（園田親久） 21年度で一応駐車場整備ということで700万程度予算を組んだ分だろーと思います。その中で、あの時はまだ木花館が火災に遭っておりませんでしたので、そのまま一応駐車場をもっと広くやろうということの700万の補正であったと思います。それが

9月に火災に遭った関係で、その700万につきましては組替えをさせていただいて、それについては執行をしないということで、木花館の新築工事に合わせて外構までやりますよということでお話をしたつもりでございます。今おっしゃる、議員おっしゃる築山というのがどこの部分かよく分かりませんが、今の計画では10月に一応本体が完成をいたしまして、約1か月程度で、前の方はずうっと駐車場で、それとあとレストランの横の方も広場ということで、できるだけあそこは、歴史資料館との関連、それから各種イベントを開催する時のために広く場所を取っておこうということで今、設計をお願いし、11月には完成予定と考えているところでございます。以上でございます。

○5番議員（南 敏子） 私が言うのは、ちょうど今仮設がありますよね。仮設の前のあそこ、築山ち言うたらおかしいんですね。芝のあそこら辺なんですよ。「あそこをちょっと壊してもらったらな。」ちあそこを働く従業員は、昨日もでした、私はそばを買いに行って、どうですか話ししたら。

○商工政策課長（園田親久） 今ただでくせか、ただでくせかちおかしいですね。失礼しました。駐車場が非常に少ない中でですね、確かに駐車場整備というのは必要なことだろうと思っております。今回あそこを新築、新しくやる中で、そこは簡単な工事というものを私どもも最初できないものかということで協議をしたんですけれども、あそこを工事をするとなると、やはり駐車場的な問題等がある、今のところは、仮設の前の方の築山ちゅうか、こうちょっと出た所を議員はおっしゃっていると思うんですが、そこについても、今回の場合は10月まで待っていただきたいと今ところは考えているところでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○1番議員（林 耕二） 市長、あり方検討委員会を立ち上げて、その後のいなほ館のあり方を下すちゅうことでしたが、あり方検討委員会は開かれたものか。開かれたとすれば、どういう意見が出られたもんか。またその構成人員等があれば、それと市長の今の考えをお伝えください。

○市長（本坊輝雄） 詳細は担当課長に答弁をいたさせますが、まずもってこうやっていなほ館の決算を報告をさせていただくわけでありますが、先の笠沙恵比寿もしかりであります、やはり営業外収益によって黒字という形はできておりますけれども、経営状況というのは非常に厳しいという状況を見ますとですね、市長としてもやはり今後より一層の経営のやはり刷新をお願いをいたしたいという思いであります。ただ今あり方検討委員会のことについての御意見、状況等についてはありますが、検討委員会は今既に2回ほど行われたわけでありまして。どういう意見等が出ているかについては、今の時点で取りまとめが、まだ中間の取りまとめはなされておられませんので、今入り口の段階でそれぞれを現況をお互いが確認し合っている状況ではないかと思いますが、詳細については商工政策課長の方に答弁をいたさせます。

○商工政策課長（園田親久） いなほ館のあり方検討委員会の関係でございます。議会の方から

も早くこういう会議を設置をし、結論を早く出すようにということでございました。私どももいたしましてもできるだけ早く開催をしたいということでいろいろ人選等やったわけでございます。その中で今現在の委員につきましては、大学教授、税理士、中小企業診断士、ホテル関係者、これは支配人ですけれども、建築士、それから経済団体代表、金峰地域の代表、高齢者代表、女性代表、利用者代表ということの一応10名ということでやっております。これに株主である本市とJAさつま日置が入る中でいろいろ協議をいたしているところでございます。現在の回数につきましては、今、市長の方からもありましたとおり、2回開催をいたしております、まずこの協議をする中ではどうしてもやはり情報を共有する必要があるということでございます。施設もですけれども、いろいろ問題点等含めて会社側とこの委員とのやりとりというものを今やっております、今課題の抽出をいたしたところでございます。その中で次回、次回といいますか、第3回目でそういう課題の整理をきちっとしていこうということで、その課題を持った中で今後の基本的な考え方を整理をしていこうということで今進めているところでございます。以上でございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○7番議員（山下美岳） いなほ、そして笠沙恵比寿と、造った当初ほんとにバラ色の夢を抱きながら創立、建設された三セクでございます。考えてみれば、地元の当該者といいますか、関係の方々がいつも発言され、なぜか加世田、旧加世田の方は誰もしないけれども、どうなったかという話もいっぱいあるわけでございます。去年の決算を見ますと、この営業外収益ですね、雑収入が3,500万、管理者が2,500万、5,800万ですかね、知らない人から雑収入で3,500万で何だろうかと思うわけですよ。それを思うだろうし、今年の決算、計画書ですかね、さっき同僚議員が申しましたが、今景気で日程的にも厳しい中ですよ、新たに再建築してる関係もあるし、更に13パーセント増とか、いろんなことを書いております。考えてみればもうここまでに出資金の1億円ももうほぼ使い果たし、毎年毎年名前を変えてこう雑収入を出してきとるわけですね、実際。そして今、更に、民間の会社であるならばですよ、建築費、建物の建築費で15億ぐらいですかね、それもまだ5億ぐらい残ってますかね。それも一切関係なしに、固定資産税も払わない。油が漏れたとか、壁がやられた。タイルが剥げたと言えば、また何億と使いながらですね。もう民間で言えばもう潰れてるわけですね、実際は。そのような中で今、検討委員会をつくっておりますが、もうその検討委員会も私はもう個人的にはまどろっこしくですね、もう丸投げ検討委員会という名前を変えてですねもう完全にこの雑収入に当たる部分を、いわゆる指定者管理ですかね、言い方で、丸投げという言い方はあれですけど、もうしてくれて、ほんとにプロの方ですね、昨年もそういう打診をしたとは聴いておりますが、断られたと聴いております。もうほんとにですね社長であり、市長である新市長におきましてはですねここら辺をですね、本当にですねもう瀬戸際の段階ですよ。去年まで5,800万払ってるんですよ。油の件までその何千万なったんですかね。億近い金を投入したんですよ、実際は。でしょ

う、課長。そこら辺をです、ね本当にもう、今まで、金峰町の方々にはほんと申し訳なくて我々も言いづらかったですよ、やっぱい。地場産業の振興になるし、雇用の拡大もなるし、観光振興にもなるし、いろんなバラ色の夢できましたが、もうこの期に及びですね、本当に今、新市長におきましては社長ですので、徹底的にです、ねこの件につきましてはしなければいけないと思います。またこの13.4パーセントの見込みもです、ね、普通なら今、デパート業界どこもです、ね 100パー、もう 105パーとか大体付けてます、ね。もう 100パーいくのがもう必至の課題という状況なんです、ね、本当にこの件についてです、ね再度市長にこのどう考えているかです、ね。なって半年余りですか、ね、を聴きたいと思います。

- 市長（本坊輝雄） いなほ館の経営とこれからのあるべき姿、そして、またこれまでを振り返りつつということでもあります、私市長に就任いたしまして最初の議会で室屋議員の方からこのような経営をどう思うかということでありましたので、「ひったまがりました。」という言葉をあえて使いました。「ひったまがったばっかいじゃすませんど。」という御指摘もいただきましたので、あり方検討委員会を立ち上げるということで今種々論議に入っているところであります。数字上はこうやって営業外収益の中でこうやって支えられているように見えますが、先ほども申し上げましたように、中身は非常に厳しいものがあります。それから昨年も健康増進ということでお風呂の利用券を60歳以上に金峰地区の方に3,300人配って1,435万円差し上げた。そして利用率は結果として26パーセントであった。私は素直に思うに経営支援でありゃ経営支援で差し上げた方が良かったのになあ。消費税も払ってるわけですよ。1,400万の中でです、ね消費税も、お風呂ん券を買ってするわけですから70万ぐらい消費税も払っております。ですから、そういう意味ではあっさり経営支援としてさした方が良かったのかなあ、そういう感じもしたわけであり、ますが、どう、導入のいきさつをよく知りませんので、いろいろとそういうこと等を感じているわけであり、ます。それであり方検討委員会を立ち上げて、今度はいろんなことが耳に入ってくるのは、プールは残してくれとか、健康には大事だとか、いろんな御意見等がそれぞれございます。ただ大切なことは、私は今、市長としてこうやって話をさしていただいておりますが、市民の財産であります、市民の財産であります、負債も市民の負債であります。市民の大切な税、一般財源からの支援であります。これはすべて第三セクター同じ抱える課題であろうと思っております、そのことはしっかりとお互いが責任を持って共有していかなければならないと思っております。そういう中での舵取り役をこうやって市長としてお受けをいたしておりますので、やはりそういう中で関わりのありますこの第三セクターいなほに対しましてもあり方検討委員会をつくり、そして庁内にこうやって第三セクターの担当係まで置いて、そしてしっかりと指導していこうという今状況であります。もっと早いうちにあり方検討委員会も立ち上げて喧嘩諍お互い議論をし、外部からもしっかりとした御意見等いただくならば、1年でも早く何らかの方策が得られるのではと、そういうような思いであります。私も本当に1日も早く結論を出したいなあ。そして、また一方では木花館も

1日も早くオープンいたしたいなど、そういう思いは皆さんと一緒にありますが、これまでの開設のそれぞれいなほ館含めて経緯がありますが、検討委員会でそれなりの御意見等が出てくるのではと思っておりますので、利用者の立場、開設のいきさつ、そして今後の市民がお互いが責任を持ってこれとどう向き合っていくのかということ等をですねやっぱりお互い考えていかなければなりませんので、そういう意味でこのいなほ館はじめ、諸々のこと等もですね今後きちんと検討をしていきたいなと思っております。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○2番議員（古木健一） 今、市長から答弁ありましたように、いわゆるちょうどもう第12期ということですね、これまでの間、町長とか、市長とか、設置者であり、社長であられたわけですが、あくまでもいわゆるいなほ館にしてもあるいは笠沙恵比寿にしても株式会社ということであるわけですが、一般的に株式会社の社長であれば場合によっては財産をなげうってでもしなくちゃいけない時もあるだろうし、だけど、今日まで長々と12期ですよこういう状態できたのは、初代の社長にしてもあるいは2代目の社長にしてもその期間中の任期中はですよ一生懸命やられたけど、現実的には、民間の社長と違って、任期を終えればそれまでのことというのがこの第三セクターの体制なわけですが、今答弁いただきましたように、1年でも早くという話がありましたけど、もう11月にはですよはっきりとあり方検討委員会の結論をまた合議していただいてですよ方向性をもう、新年度においてはあるいは新しい23年においてはですよ新しい方向が出るようにということを目指しているところでありまして。そういったことのために新しく庁舎内にも第三セクターの係もできておりますし、お話がもう市長も十分理解されてるように、この12期の間には大体、設備とか、そういう関係とは別に3億ぐらいのお金ですよいわゆる出ていっております。これはもう考えられないことですよ、ただ第三セクターの社長というのはお金の工面だけはこうやって右のポケットから左のポケットにしてというこの現実の中にあつてですよ、私なんかは一応株式会社であるという視点から質問するわけですが、そこで具体的な質問なんですけど、報告の54ページに雑損失として、いわゆる営業外費用として雑損失が374万4,647円、通常はあんまり雑損はこんな大きな金額は出てないわけですが、こういう大きな雑損が出ておりますが、こういった内容であるのかということが1点。

それから、株式会社においては通常、会社の利益が出なければ賞与というのはないわけですね、民間企業においては。だけど、いわゆる計画書においても賞与として530万計画の中にありますし、また本決算の中にも525万9,391円という賞与が出てるわけですが、このいわゆる民間企業においては、今申し上げましたように、利益が出てないのに賞与というのは基本的には出してないと、出す金がないわけですが、第三セクターであるがゆえにこういった形になっているわけですけど、こういったことも一つは準公務員的なですよ扱いになつてるとかなあというふうに考えるわけですが、この賞与に対する考え方ですね、そのことを伺います。

○商工政策課長（園田親久） 損益計算書の営業外費用の雑損失の部分の内容でございます。これにつきましては、木花館の火災による損失の分が133万程度、それから先ほど、風呂の利用券と申しますか、いなほ館の利用券の返納分が81万程度、それから製粉機の廃棄が58万程度、それから納入業者への火災による補償、これが37万程度、それからビニール袋の焼却、廃棄と申しますか、火災による廃棄の分が39万程度、合計の374万4,647円となっているところでございます。

次に、賞与の基本的な考え方でございます。本市の第三セクターであります株式会社いなほ館、それから株式会社笠沙恵比寿につきましては大変厳しい経営状況の中でございます。このような中で賞与を支給することについてはいろいろな御意見もあると思っておりますが、社員等の意欲の向上のため賞与の支給をしているということでございます。いなほ館につきましては、21年度、正社員で夏期が0.8、冬が0.7の1.5月分、それからパートで夏期が0.5、秋期が0.4の合計0.9月分を支給しております。また木花館につきましては若干形態が違っておまして、夏期については売上実績により平均給与の0.87か月分で、冬につきましては、火災もありましたことから、売上実績でなく、平均給与の0.4月分ということで支給をいたしているところでございます。以上でございます。

○2番議員（古木健一） 職員のやりがいか、いわゆるそういったことですよ、賞与のあり方というのは理解しないわけでもないんですけど、ちょうど庁内に第三セクターのいわゆるその部門もありますので、できましたらこういうところですよ、精査していただいて、例えば、車の販売とか、あるいはいろんな営業に関してはですね、営業達成率ということで、その営業達成率に対してですよ、出していくとか、その職員がやりがいがあるですよ、具体的に数字が見えてやりがいがあるやり方というのを考えていかないと、いわゆるその給与に対していわゆる0.8パーであるとか、何パーセントという一律的な考え方じゃなくてですね、民間企業というのはそういったことで営業成績によってですよ、0の人もいれば、例えば、車の販売会社なんかは社長よりも取るという人もいらっしゃるわけですね。というような形でその辺のことももう民間の感覚ですよ、是非この市役所の中にある第三セクターの部門の方はその辺までも踏み込んでいただいて改革していかないとですよ、ならないんじゃないかと思っております。いずれにしても、先ほど来話がありますように、いわゆる営業利益では4,800万のマイナスであるのに対して、補助金とか、指定管理料をですよ、5,800万投入することによって今までずっと何かこう数字を繕ってきているわけですので、もうこういうやり方は最後に、是非今年度で最後にできるようにですね、御理解、こう共通理解をしていただきたいと。

私は、その先ほど出ました魚売場が具体的に近くにあるから云々という問題は別としてですよ、これはやっぱり職員の方がやる気ですよ、もう、市長が何かこの前、サンドクラフトの件で例え話で出しましたようにですよ、こさんだけを取りに行っても売ってくるとかですよ、いろんな形で数字が、売上げが上がる手立てを考えていかないとならないんだと思うんで

すよ。売上げが上がるということは、お客さんからそれだけの共感を得られてるということでありますので、今まで12期の中でですよ売上げが4億ぐらいいった時もあるわけですよ。その4億の時にはそれだけのお客さんの支持があったわけですよ。現在は2億6,000万ということですよ。若干ちょっと、半分のお客さんしか支持していただけてないというところに問題があるわけですので、是非ですねいわゆる地場の、ここの南さつま市の地域ですよ施設でありますので、そういった意味で物産にしましても、あるいはお風呂にしましてもですよ。地域の方々から愛されて、そして、またそれが地域外に広がっていくという、問題はそこだと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。報告第10号及び報告第11号については以上で終わります。

△ 日程第12 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて・南さつま市税条例の一部を改正する条例

○議長（大原俊博） 次は、日程第12、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて・南さつま市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○4番議員（鳥居亮幸） 税の条例につきまして質問いたします。資料もいただいたので、判明したこともありますけれども、私がお尋ねしたいのはですね、16歳未満の親族に対するいわゆる控除ですね、扶養控除を廃止するということの影響額ですね、それをお尋ねしたいと思います。ここで言えば2,400名程度の対象者がおられるということですよ。それが子ども手当と比べましてですね増税になるということにはならないのかということですよ。その試算というのが分かっていたら、お知らせいただきたいと思います。

また、二つ目はですね、他自治体ではこの制度利用、制度利用などの基準にこれを持ってきていると。子ども手当の財源として、これを地方税、地方財政としては増税分は使えと、こういうような国の方針だし、そういうような子ども手当の財源として使う地方税の増収分につきまして、財務省などの4大臣のいわゆる国家戦略ということなど見てみればですね、各独自の制度を設ける自治体の判断をしていいんですよと、こういうのが出て、いわゆるその増税にならないようにですね、ほかの制度を配慮すると、これもいいんですよと言っている。例えば、保育料にいたしましても、授業料にいたしましても、いろいろなその制度基準として対応をしていけば負担増ちゅうことにならないんだというようなことが言われているので、もうそういう点がですね本市としては考えておられるのかどうかをお願いしたいと思います。

○税務課長（今村一男） 16歳未満の扶養親族者については、資料で御提示しましたとおり、平

成22年で2,862人ということになっております。これらを扶養控除が外れたことでの税の増額というのを試算してみますと、市県民税です、控除額が33万ですので、これが廃止されますと、10パーセント、一人3万3,000円の単純にいけば増税ということになりますけども、それでいきますと9,450万程度が税が増額するということになります。

それとあと、納税者の方からの考えでいきますと、子ども手当が今の段階では月額1万3,000円ですので、それが続くとしまして12か月の2,862人と言いますと4億4,600万程度子ども手当で交付されるということになりますので、その控除が廃止されたことにおいて税は増加しますけれども、負担というのは、ないと言えば語弊がありますけれども、収入と出る方としますとそういう比較になるということでございます。

○4番議員（鳥居亮幸） 地方税財政の増税分ということでの地方独自に言えば独自判断で対応をしていいですよというような、ほかの制度にですね、そういうものについては、一人ひとりを見ればですね増税になっているという人が出てくるんじゃないかと思うんですよ。その他の制度についてもこの負担が増えてくるわけでしょう、そんだけ扶養控除がないわけですから。それに対する手当でというのは考えておられますかということをお尋ねしたんです。

○市民福祉部長（長濱一盛） 今の税務課長の答弁からいきますと当然扶養控除の分以上に子ども手当でカバーできるということなんですが、ほかに少子化対策について今やっていることについては、保育料の軽減、それから中学生以下の医療費の無料化について今年の7月医療分から適用するというようなことで、そういう制度も取り組んでおりますので、その辺で御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○17番議員（清水春男） 今「影響はそうない。」ということですが、今、3,300円の10パー、これは子ども手当ですね、言えば、いや、ごめんなさい。子ども手当が4億4,000万ぐらい来るから言えば扶養の子どもの分を減らしてもそう影響ないんだということですけども、この我が南さつま市の中で所得がですね200万円のシミュレーションをもし取ったとすれば、その今言われたことで影響というのはそうないというふうにも試算ができるものなの、いや、できているものかですね。その点はどうでしょう。言えば所得が200万円の世帯で子どもが二人おったとしてそのシミュレーションをしたとしたらですねどういふ結果に今回のこの改正に伴ったその影響というのは出てくるか。その試算をされたことがあるか。その点を是非。

○税務課長（今村一男） 所得の200万円ということなんですけども、それぞれ家庭の構成なりによって控除額いろいろありますので、税額についてもですねいろいろパターンによって違うということもありますので、そういうこともありまして200万円をということでの試算はしてございません。ただ先ほど言いましたとおり、一般的なもので扶養控除が外れますと、その市県民税で10パーセントですので、その分だけが増えるということの大まかな試算ということでしてございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

○17番議員（清水春男） 議案第47号、専決処分の承認を求めることについて・南さつま市税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。反対の一番の理由は、所得税の年少扶養親族控除、15歳以下の扶養親族控除が廃止させることに伴い個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族の情報収集に関する地方税法に規定をしたことに伴う今回の条例改正に当たるわけですけれども、政府の税制改革は、高校授業料の無償化、子ども手当の財源として特定扶養控除の引下げや扶養控除の廃止を決めています。これでは実質的に増税となる世帯が生まれることになると思います。「南さつま市でも市県民税で10パーセントで3万3,000円の増になる。」というふうに言われましたが、各所得者個人によっても実質違いはあるというのは分かりますけれども、しかし、所得税控除廃止によって、所得は増えないのに、所得税負担が増えるばかりか、これに伴っていろいろな使用料の負担が増える結果になると、その方向になっていくおそれがあるということを述べて反対の討論といたします。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○4番議員（鳥居亮幸） 私も本議案について反対の立場で討論したいと思います。ここでは個人住民税の額として扶養控除の廃止並びにその特定扶養控除の廃止、上乘せ分の廃止ということによって4,569億円が増税になるという計算だそうです。これはもうあくまでも子ども手当とは別な次元で考えなきゃいけないことではありますが、このことが現在の働く人たちの低賃金、そして、また仕事がない。また身分が不安定というような方の経済状況にますますこれは拍車がかかってくるんじゃないかということ強く思います。それでその一つの実践で、実行として地方がそれを行わなきゃならないということであるわけですけれども、それに対してはやはり独自の制度を設けて制度利用の基準というようなことも考える必要があるということをおし添えておきたいと思います。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件は起立により採決いたします。本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原俊博） 起立多数であります。したがって、議案第47号は承認することに決定しま

した。

△ 日程第13 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて・南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（大原俊博） 次は、日程第13、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて・南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 17番議員（清水春男） 今回の税改正、ごめんなさい。国民健康保険税の条例改正は最高限度額の47万を50万に引き上げるもの、また後期高齢者の医療分の12万円を13万円に上げるという大きな引上げがやられるわけですけれども、今回のこの引上げに関しての影響というか、どういうふうになるものか。その点を。
- 税務課長（今村一男） 今回の国保の限度額の引上げによりまして、21年度の決算で見ますとですね、47万円の限度額をオーバーしている方が世帯数で医療分が97世帯、支援が90世帯、介護保険が95世帯ということになっております。その方々の引上げに伴います影響額としましては、最大数字ということで、1世帯3万あるいは1万上がるわけですので、それで計算しますと、医療分で291万円、支援分で90万円が増えるという、影響が出るというふうに思っております。
- 17番議員（清水春男） これだけの影響が出るということになるとほんと、これまでも一般質問の中でも滞納の割合がこうどんどん増えていくが、そういう影響というのは懸念はされないもの、どういうふうに考えているか。
- 税務課長（今村一男） 滞納が増えるとかというのは懸念といいますか、御心配だというふうに思いますけども、こちらの方は最高限度額ということで、言ってみれば所得なり、資産割なりにおいてですね高い所得なりがある方でありますので、その滞納につながるのかという心配はないというふうに思っております。
- 議長（大原俊博） ほかにありませんか。
- 4番議員（鳥居亮幸） 今回は最高限度の引上げですけれども、国保世帯の6,889戸というふうに出てきておりますが、これらの皆さんの中にはですね、派遣切りとか、いわゆる雇い止めですね、そういう方、前年度は十分、会社に勤めて正社員だった。今年度は首を切られたというような方が入ってこられます。そういう無職の方、それから会社の営業なかなか、赤字になってるそういう自営業の方、農家ですね、そういうような方々が入っている。そして社会保険に入っている人も定年になればですねこの国保に入ってくるというようなことで国保会計そのものが現在危機に瀕しているという状況になっています。それでその解決としてはやはり国民皆保険、みんなが安心して医療を受けられるという立場に立てば、もうこういうような部分的なもう制度をいじっていくということではなくて、国の制度として国が責任を持って国民皆保険

制度を守るということで、従来あったように国庫負担を元に戻していくということが必要じゃないか。そういうことについては議会としても意見書も出したりしたわけですけども、そういう根本的な解決がなければ早晩この制度は崩壊していくんじゃないか。未納者も非常に増えてきているという全国状況ですね。だから、その辺のことについては地方での工夫ということについては限界があるというふうに私は思うわけです。国の負担を増やすと、そういう方向に解決があるんじゃないかと思いますが、市長はその点はどう思っておられますか。

○税務課長（今村一男） 先ほど倒産なり、あるいは職を失った方という方に対する税、国保税のということでお話がありましたけれども、今回の税制改正によりまして、条例の23条の2という部分になるんですが、非自発的失業者に対する軽減措置ということで制度がされております。内容的には前年所得を30パーセントで算定するということでありますので、そういった分です。職を失ったりという方々に対して対応ができてるといえるのか、軽減措置がされているということになっております。それは御理解いただきたいというふうに思います。

○市長（本坊輝雄） 国保に対する国庫補助率をもう1回国に返すようにというふうなお尋ねがありますが、先の一般質問でも清水議員の質問に答えたわけですが、それについては県の方できちんと補填されておりますので、今のところ考えていないところであります。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

○17番議員（清水春男） 議案第48号、専決処分の承認を求めることについて・南さつま市国民健康保険税条例の一部を改正をする条例に反対の立場で討論いたします。今回、国民健康保険税の課税限度額のうち基礎課税額の限度額を47万から50万に引上げ、また後期高齢者支援金の課税限度額を12万から13万に引き上げるものであります。そして「医療分が291万円、支援分が90万円増えることになる。」と言われました。国民健康保険税は自営業者が多く加入をしているもので、農業にしても、漁業にしても今価格が振るわずに払いたくても払えない加入者が増えている実態です。国が国民健康保険税の国庫負担を50パーセントから25パーセントに引き下げてきた。このことが大きな国保財政を厳しくしている原因です。政府がやるべきことは、国の補助を元に戻し、保険財政の安定化のために手立てを打つべきです。このことを述べて反対討論とします。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○4番議員（鳥居亮幸） この国保制度が滞納が増えてきたという根本原因は国のいわゆる制度

改悪がずっと続いてきたということで、そこが原因です。それで未納額が 1 億円以上、一方では積立金が 3 億円というようなことになってきておりますが、そのもう払いたくても払えないという人たちが出てきている現状になっているんですね。それでその根本的な制度改正をしなければならぬと、そこは強く要求をすべきものであるというふうに考えます。また高額だからいいじゃないかという論法もあるかと思いますが、こういう制度のいじり方その自体が被保険者の負担を全体として引き上げていくということにつながっていくと私は考えております。それでそういうことじゃなくて、安心して医者にかかれるような国民皆保険の制度にしていくということに對しましては国に対しては率直に申し上げていくべきだと。今、市長はそういうお考えはないちゅうということですが、市民の皆さんの願いは、国に対してそういう国庫からの補助を増やしてもらいたいというのが願いであるということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○12番議員（諏訪昌一） 今回のこの国保税条例の一部改正は、先ほど来やりとりしておりますように、最高限度額ですので、いわゆる、先ほど答弁でもありましたように、何と申しますか、一般的にそれ以上本当は払う力があるのに払っていない方々の部分を払えるように、払うようにするわけですから、それが払いたくても払えなくなっていく方々はまずいないのではないかとこのように考えるわけですが、問題は給与所得者の、もう最近は少なくなりましたけれども、給与所得者の国保税、国保加入者というのが極めて高い理不尽な国保税率に置かれているわけで、これこそ払いたくても払えない金額につり上がっていくわけですね。その辺りの分も、本来ありました国保のそもそもの制度のあり方というものと、想定していなかった給与所得者の国保加入というものがある以上、その部分を、例えば、かつては国保料とするのか、国保税のままいくのかという議論がありましたけれども、その部分根本的にもう 1 回見直すことも、制度的に見直すことも国に対して言うべきことであるし、将来的には何かと言うと、完全に保険の一元化というのを目指していくためには、そういうほんとは払いたくても払えないんじゃないじゃなくて、払いたくはみんなないけれども、払えるんだしたら払いますと、払えるんだしたら払いますと。でも、もうどこを絞るんだという状態の方々もいるんだということを見据えたやっぱり国に対する意見具申をしていくべきなのではないか。そもそも、「県からの補填がある。」とは言いますが、そもそも最初に大幅に引き上がっていききました原因は、国の補助じゃなくて、国の負担率が下がった、強引に一方的に下げられたことに端を発しているわけで、何の料金も、公共料金もそうですけれども、最初に上がってしまうことが想定されているのに、平気でそこを切ってしまうことによって、上がってしまったから慌てて付け焼き場的に消火栓を捻ってみてもですね、それは高値止まり、高止まりをしたままでずうっと推移していくと。どっかでお下げの努力をしなければ、高止まりしたままで苦しい状態は続いていくということがあるわけですので、自治体の長としては、県のどこを通過してトンネルを通してやる

という部分じゃなくて、やっぱり本来あるべき、国庫補助というのはどこにそもそもの端を發した部分があるのかということをやっぴり国に対して厳しく言っていくべき責任があるのではないかということをし申し上げ、今回の改正の条例とは直接的な賛否の部分ではない意見でありますけれども、当然直接的に関連がありますから申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件は起立により採決いたします。本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原俊博） 起立多数であります。したがって、議案第48号は承認することに決定しました。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

○議長（大原俊博） 再開します。

室屋議員の質疑の答弁をいたします。

○財政課長（前嶋 実） 繰越明許費の所で御質問のございました繰り越したもののうち完了したものの、そして発注済みのもの、そして未発注のもの、これらの各々事業についてお答えいたします。資料につきましては最初の方にありました報告第1号に係る部分でございます。ここでは繰越計算書でございますけれども、ここに緊急経済対策事業以下全部で18事業が並んでいるところでございますけれども、まずこの一番上の緊急経済対策事業 5億 9,549万 685円、これにつきましては複数の事業が積み重なって、積み上がっておりますので、まずは先に2番目以降の17事業についてお答えいたします。完了した事業につきましては、下から4段目、学校再編事業、それと下から2番目、草原町の運動広場駐車場整備事業、この2事業で合計しますと1,215万 5,454円となっております。続きまして未発注の事業でございますけれども、これは上から4段目、公共施設保全再生事業、それと5番目、その次の地域情報基盤整備事業、あと下から6番目でございます防災無線関係事業、この3事業で合計しますと1億 305万 6,000円となっております。発注済みの事業につきましては残りの12事業、合計しますと9億 7,243万 7,932円となっております。続きまして一番最初の事業、この緊急経済対策事業の方でございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、複数の事業が積み上がっているところでございます。その内訳につきましては、別途お配りしております参考資料、繰越明許費内訳という資料がございますけれども、ここの所に記載をしているところでございまして、これにつきましては事業数にしますと全部で37事業

となっております。額にして 5億 9,549万 1,000円となっております。これも同様に完了したもの、そして発注済み、未発注に事業を分けますと、完了した事業につきましては、この参考資料でお渡しいたしました一覧表の中の上から 3段目、加世田中、阿多小の耐震補強計画設計、それとそれから五つほど下りた所、学校施設整備事業、学校テレビアンテナ等、それとそれからまた四つほど下りた所にありますにいななまる改修事業、その一つ下の地域活性化多目的広場整備事業の合計 4事業の 5,164万 3,000円となっております。また未発注の事業になりますけど、ちょっと数が多いんですが、中段の所にございます堆肥センター改修、700万の事業ですけども、これと、あとそれから五つほど下りた所、金峰支所屋根改修、そしてそこから四つほど下りました交通安全施設整備事業、続いて飲用水供給施設整備事業、また一つ下の林道路面改修事業、そして次のページにいきまして上から 2段目、街路及び排水路改修等、そしてその下、加世田第四土地区画整理事業、市営住宅改修事業、一つ飛ばしまして大浦最終処分場倉庫兼待機所改修事業、一つ飛ばしまして笠沙漁協農村生活向上センター味噌攪拌機改修事業、二つ飛ばしまして市民会館等トイレ・音響改修、その下の開かれた議会システム構築工事、これは影像、音声公開の、そして一つ飛ばしまして教員住宅改修事業等となっております。合わせまして未発注の事業が13事業、2億 6,535万円となっております。発注済みにつきましては残りの20事業、2億 7,849万 8,000円となっております。以上でございます。

△ 日程第14 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）

- 議長（大原俊博） 次は、日程第14、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 3番議員（室屋正和） 報告1号で繰越明許費を確認をしましたけれども、19ページの第2表の繰越明許費補正の中で緊急経済対策事業、総務費の緊急経済対策事業 5億 6,991万 5,000円、それから補正後が 5億 9,549万 1,000円は確認したところですが、この補正前と補正後の差額が 2,557万 6,000円あるわけですが、この 2,557万 6,000円が結局今回の増額の補正額ということで確認してよろしいか。お願いいたします。
- 財政課長（前嶋 実） この、はい、差額に当たるところが今回の補正額に該当するということでございます。
- 3番議員（室屋正和） 両方とも確認したということですが、実はですね先の3月議会の補正予算の12号ということですが、12号ではですね補正前の額、12号の補正前の額が 2億 4,361万 6,000円あったわけですが、今回ここに載ってる補正後の金額ということで12号では 5億 6,991万 6,000円で可決しておるわけですね。それで今回の第13号とその額が違うわけですが、

ここを説明をお願いいたします。

○財政課長（前嶋 実） 12号補正の場合におきますと繰越明許費の補正後の金額が 5億 6,991万 6,000円となっておるところでございますけれども、今回の繰越明許費の補正の金額では 5億 6,991万 5,000円と 1,000円ずれているところがございます。ここはちょっと端数のところの処理の関係でずれてしまっているものと思われまます。

○議長（大原俊博） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時38分

○議長（大原俊博） 再開いたします。

○副市長（柴田達朗） 今回専決の中でこの繰越明許費の補正、補正前の緊急経済対策事業について「5億 6,991万 5,000円」ということで記載してございますが、これは「5億 6,991万 6,000円」の誤りでございます。補正前の数値のチェックが足りなかったということで誠に申し訳なく思います。この今回専決をいたしました補正後の額につきましては、これは間違いはないところがございますので、そういうことでよろしくお願いいたしたいと思っております。誠に申し訳ございません。

○3番議員（室屋正和） 今間違いということでありましたけれども、これ専決されたものがですね、専決されたものがもう補正はできないわけですよ、もう市長自らが議決と同じことをやっているわけですから。それを私どもに間違いございました。すいませんでしたじゃ終わらないと、こういうふうにするんですね。今度は逆にですね、逆にですよ、システムがどういうふうになっているか分かりませんが、12号の補正予算の3月議会ですね、この事業、補正後の5億 6,991万 6,000円、これは5,000円だったかもしれないわけですね、逆に考えれば。だから、私どもは分からないうちにこの5,000円が6,000円になったのをば議決したと。それでこれが5,000円だったのが、今回5,000円が上がってきたかもしれないし、これはどっちがミスだったか分からないわけですよ、私どもは。だから、私どもは、私はち、私はですねこの12号で議決されたものが当然こなくちゃおかしいんじゃないかと、はい、そういうふうにおもっております。終わります。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○2番議員（古木健一） 答弁を確認しますが、5億 6,991万 6,000円という3月議会のものが正しいのか。今、今回専決をされた5億 6,991万 5,000円をいわゆる基にしたのが、補正後はもちろんまた変わってるわけですけど、この今、室屋議員の方からありましたけど、元々の基礎額としてはどちらの方が現段階ではですよという、正しいというふうに、どっちも考えられるよと今あえて話がありましたけど、現段階ではどちらが正しいのかということが1点。

それから、いわゆる、先ほど申し上げましたように、財務会計システムが入っていると

ですけど、こういったおのずと数字が違ったら合わないわけですが、財務会計システムですよねこういうことはちゃんとチェックできるようにですね数字が合うようになってないのか。今までもよく、一番よくあったのは、数字の訂正は、こういう形じゃなくて、よくあったわけですが、それは往々にして説明欄の数字が間違ってたというようなことで、説明欄はですね後で入力するということもあるわけですが、財務会計システムに基づいてこういうのはやってるのかどうか。また財務会計システムはですね完璧なものじゃないのか。その2点を伺います。

○副市長（柴田達朗） まずどちらが正しいのかということでございますが、これは先ほども申し上げましたが、緊急経済対策事業につきましては12号補正で議決をいただいております5億6,991万6,000円が正しいということになります。

それから、財務会計システムのことでございますが、財務会計システムで出て参りますのは、歳入歳出については積上げで出て参ります。今の地方債補正、それから今この繰越明許費補正、これについては職員が積上げをした中で作っておりますので、そことの連携といいますか、実際は職員がチェックをしなけりなかつたんですが、それが足りなかつたということでございます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

○3番議員（室屋正和） 専決第3号、平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）の承認における反対の討論をいたします。3月議会での平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第12号）の中で繰越明許費補正、款総務費、項総務管理費、事業名緊急経済対策事業、補正前の金額2億4,361万6,000円、補正後金額5億6,991万6,000円、この額で補正予算（第12号）を議会は原案可決といたしている以上、平成21年度南さつま市一般会計補正予算（第13号）は、12号の補正額と13号の補正金額は同額でなければならないのに、異なっている以上、議会議員の職責、責務、チェック機関とし、違算、誤字であろうと、間違っている補正予算（第13号）を専決しているのをば承認することにはいきませんので、反対討論といたします。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○16番議員（下釜清和） ただ今訂正もあつたわけですが、最終的に補正後の額がですね正しいということでありましたし、既にそういうことでですね決算等も出てくるということでありますから、そういうことで賛成の討論といたします。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○14番議員（上園邦丸） 今回の件はですね間違いを指摘されて気づいたことにですね大きな問題があると思うんですね。これからもこのようなことがあればですね議会と執行部は、両者の関係は、対立の原理を基本にしながら、相互に抑制と均衡によっていずれかの独善と専行を防止する体制がとられるべきであるというふうになってるわけですね。そのようなことで今回このような形で間違いが発覚して、訂正で済まされるのであれば、議会の何と云うんですかね、チェック機能も十分に果たされないのではなかろうかと思って、今後もですねこういう間違いがないようにですねしていただきたくですね、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

○4番議員（鳥居亮幸） 今、電算システムも発達しており、その計算につきましては違算があるということはないと私は思います。それに至るこの手続の問題において議案の確認というのがチェックが足らなかったと、そういう言葉で済まされる問題ではないのじゃないかというふうに私は考えます。それでシステムとしてこういうことが起こらないようなシステムをですね確立をすべきじゃないかと。もうこのことだけではないわけですね、過去にもあったわけですから、そういう二重、三重のチェックというのをしてもらうような手続論ですね、しっかりやってもらわないといけないんじゃないかと。市民の納得を得られないんじゃないかと思しますので、その点を改善していただくようお願いいたします、この件については反対の立場をとりたいと思います。

○議長（大原俊博） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件は起立により採決いたします。本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原俊博） 起立多数であります。したがって、議案第49号は承認することに決定しました。

△ 日程第15 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第15、議案第50号、専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略し

たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。ここで採決に入ります。本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は承認することに決定しました。

△ 日程第16 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第16、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて・平成21年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は承認することに決定しました。

△ 日程第17 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（大原俊博） 次は、日程第17、議案第52号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略し

たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件は市長推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は市長推薦のとおり決定しました。

△ 日程第18 議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（大原俊博） 次は、日程第18、議案第53号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件は市長推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は市長推薦のとおり決定しました。

△ 日程第19 議案第54号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（大原俊博） 次は、日程第19、議案第54号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。ここでお諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議ありませんので、本件は委員会付託を省略することに決定しました。討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 討論を終わります。採決に入ります。本件は市長推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は市長推薦のとおり決定しました。

△ 日程第20 議案第55号から

△ 日程第22 議案第57号まで

○議長（大原俊博） 次は、日程第20、議案第55号、南さつま市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第22、議案第57号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてまでの3件を一括議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。議案第55号から議案第57号までの議案3件は総務委員会へ付託いたします。

△ 日程第23 議案第58号 南さつま市市道路線の廃止について

○議長（大原俊博） 次は、日程第23、議案第58号、南さつま市市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。議案第58号は産業建設委員会へ付託いたします。

△ 日程第24 議案第59号 平成22年度南さつま市一般会計補正予算（第1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第24、議案第59号、平成22年度南さつま市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第25 議案第60号 平成22年度南さつま市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第25、議案第60号、平成22年度南さつま市国民健康保険特別会

計補正予算（第 1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第26 議案第61号 平成22年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第 1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第26、議案第61号、平成22年度南さつま市介護保険特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第27 議案第62号 平成22年度南さつま市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第27、議案第62号、平成22年度南さつま市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第28 議案第63号 平成22年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第 1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第28、議案第63号、平成22年度南さつま市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第29 議案第64号 平成22年度南さつま市土地区画整理特別会計補正予算（第 1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第29、議案第64号、平成22年度南さつま市土地区画整理特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第30 議案第65号 平成22年度南さつま市診療所特別会計補正予算（第 1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第30、議案第65号、平成22年度南さつま市診療所特別会計補正予算（第 1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第31 議案第66号 平成22年度南さつま市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第31、議案第66号、平成22年度南さつま市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第32 議案第67号 平成22年度南さつま市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第32、議案第67号、平成22年度南さつま市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第33 議案第68号 平成22年度国民健康保険南さつま市立坊津病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（大原俊博） 次は、日程第33、議案第68号、平成22年度国民健康保険南さつま市立坊津病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑に入ります。御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 質疑を終わります。次へ進みます。

△ 日程第34 予算特別委員会の設置、付託及び委員の選任について

○議長（大原俊博） 次は、日程第34、予算特別委員会の設置、付託及び委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。議案第59号から議案第68号までの議案10件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号から議案第68号までの議案10件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただ今設置されました予算特別委員会の委員に、南さつま市議会委員会条例第7条第1項の規定により、林 耕二議員、古木健一議員、室屋正和議員、鳥居亮幸議員、南 敏子議員、上村研一議員、山下美

岳議員、今村建一郎議員、石井博美議員、石原哲郎議員、以上10人の議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原俊博） 御異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました10人の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。ここで予算特別委員会の正・副委員長互選のため、第1委員会室で特別委員会を開いていただきたいと思います。

休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時05分

○議長（大原俊博） 再開いたします。

予算特別委員会の正・副委員長互選の結果を報告いたします。委員長に室屋正和議員、副委員長に上村研一議員がそれぞれ互選されました。以上で報告を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

ここで念のため申し上げます。明日から28日までは各委員会の審査及び事務整理のため休会し、29日に最終本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時05分